

平成23年度 第4回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会

介護保険分科会

4 第5期介護保険料について

# 1 第 5 期介護保険事業計画について

## (1) 第 1 号被保険者数 (65 歳以上) 及び要介護認定者数の見込み

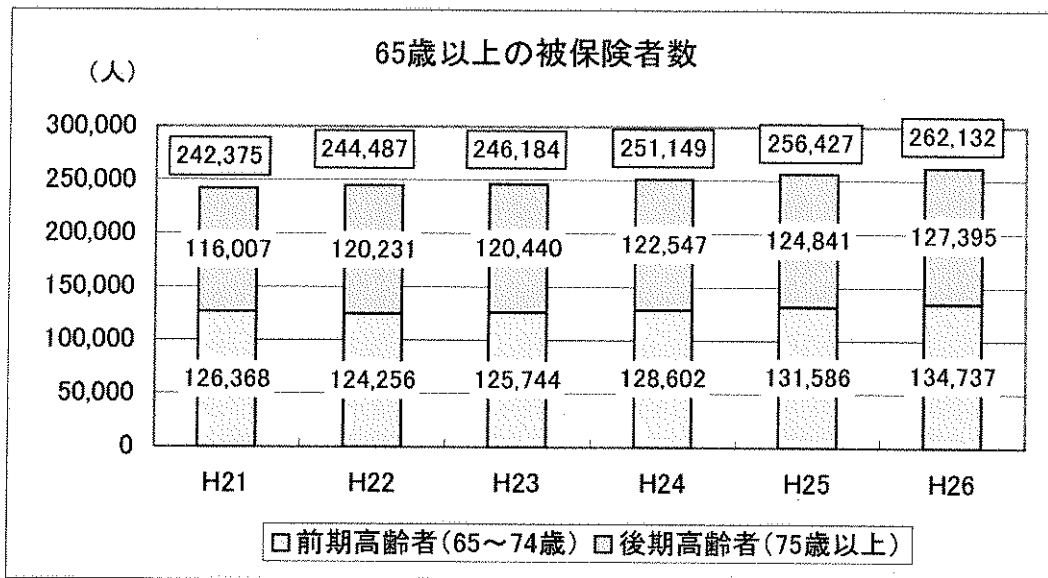
### ① 第 1 号被保険者数

第 1 号被保険者は今後も増加し、平成 26 年度には約 26 万人になると見込まれます。

(単位：人)

	H21 実績	H22 実績	H23 推計	H24 見込	H25 見込	H26 見込
第 1 号被保険者	242,375	244,487	246,184	251,149	256,427	262,132
65～74 歳	126,368	124,256	125,744	128,602	131,586	134,737
75 歳以上	116,007	120,231	120,440	122,547	124,841	127,395

※平成 21, 22 年度は平均値。平成 23 年度以降は推計値。



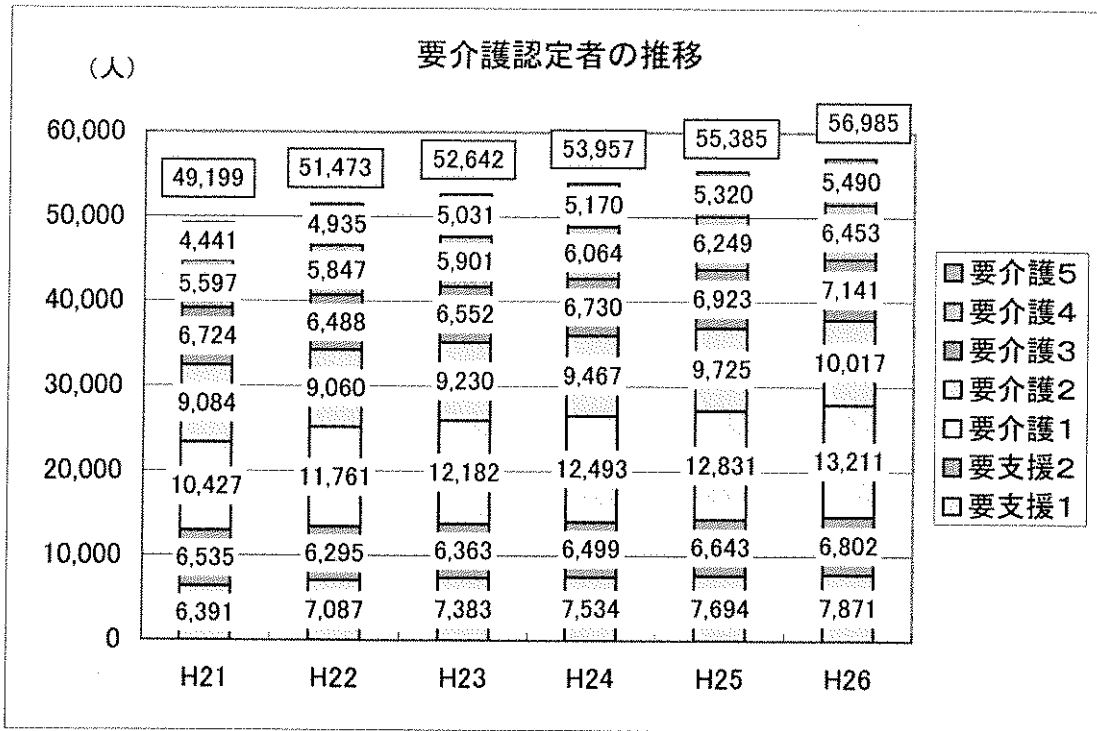
### ② 要介護認定者数

高齢者の増加に伴い、今後も要介護認定者数が増加し、平成 26 年度には約 5 万 7 千人になる見込みです。

(単位：人)

	H21 実績	H22 実績	H23 推計	H24 見込	H25 見込	H26 見込
要支援 1	6,391	7,087	7,383	7,534	7,694	7,871
要支援 2	6,535	6,295	6,363	6,499	6,643	6,802
要介護 1	10,427	11,761	12,182	12,493	12,831	13,211
要介護 2	9,084	9,060	9,230	9,467	9,725	10,017
要介護 3	6,724	6,488	6,552	6,730	6,923	7,141
要介護 4	5,597	5,847	5,901	6,064	6,249	6,453
要介護 5	4,441	4,935	5,031	5,170	5,320	5,490
計	49,199	51,473	52,642	53,957	55,385	56,985

※平成 21, 22 年度は平均値。平成 23 年度以降は推計値。



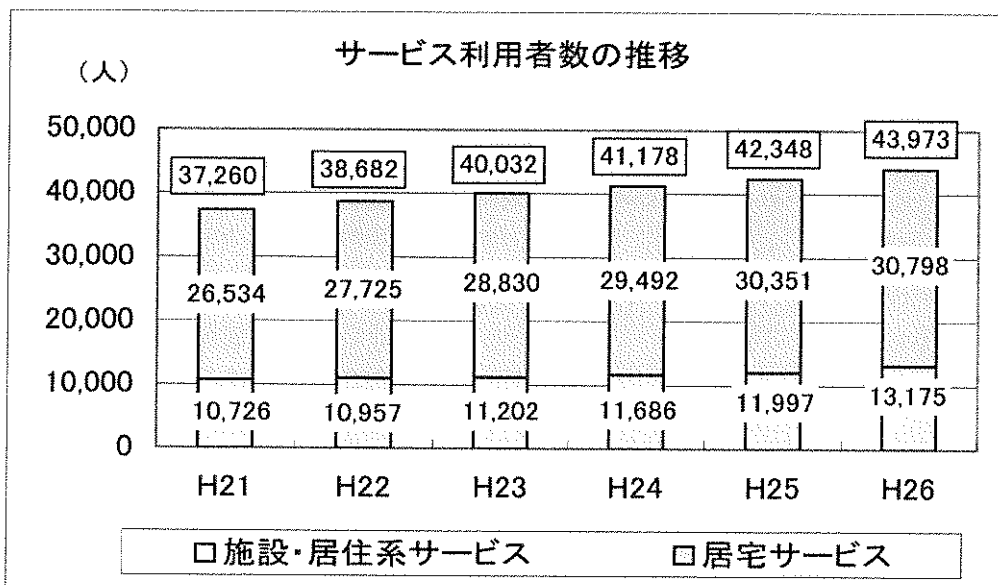
## (2) 介護サービス利用者数の見込み

今後の要介護認定者の増加や施設の計画的な整備により、介護サービス利用者数の増加が見込まれます。平成26年度の利用者数は約4万4千人になる見込みです。

(単位：人)

	H21実績	H22実績	H23推計	H24見込	H25見込	H26見込
サービス利用者	37,260	38,682	40,032	41,178	42,348	43,973
施設・居住系サービス	10,726	10,957	11,202	11,686	11,997	13,175
居宅サービス	26,534	27,725	28,830	29,492	30,351	30,798

※平成21,22年度は平均値。平成23年度以降は推計値。



### (3) 保険給付費・地域支援事業費の見込み

介護保険サービスの利用量の増加に伴い、保険給付費の増加が見込まれます。  
第5期計画の総事業費は約2,380億円になる見込みです。

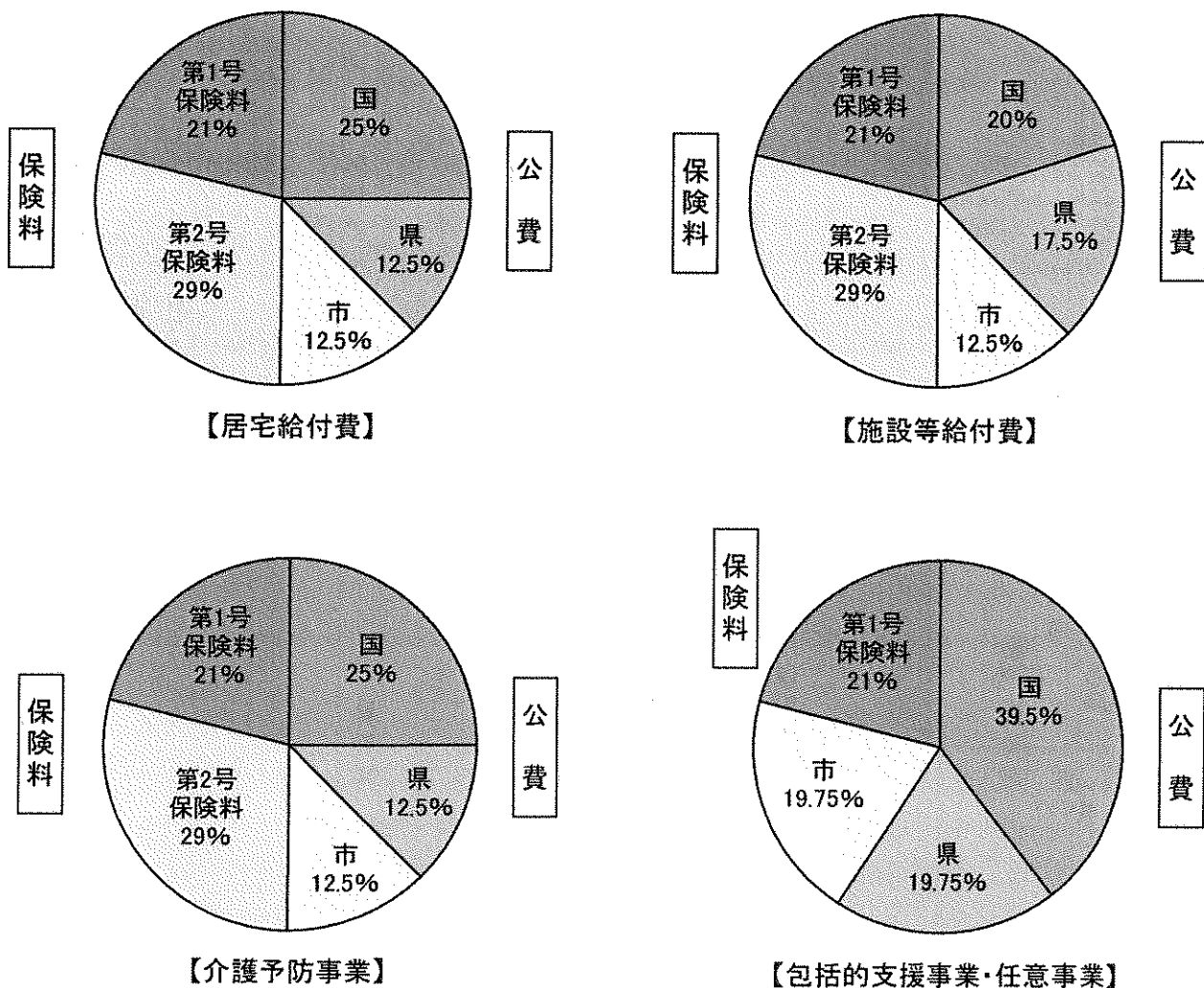
(単位：億円)

	第1期計画 (H12~14)	第2期計画 (H15~17)	第3期計画 (H18~20)	第4期計画 (H21~23)	第5期計画 (H24~26)
総事業費	1,253	1,673	1,779	2,100	2,376
保険給付費	1,253	1,673	1,744	2,042	2,307
施設・居住系サービス	782	866	848	936	955
在宅サービス	471	807	896	1,106	1,352
地域支援事業費	—	—	35	58	69

※ 第1期から第3期までは実績値。第4期、第5期は計画値。

※ 第5期計画値は、介護報酬の改定等の影響により、今後変動することがあります。

### (4) 保険給付費・地域支援事業費の負担割合



## 2 第5期介護保険料について

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、これまで以上に被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があります。

第5期介護保険料については、国が示す基本的な考え方を踏まえ、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階となるよう設定します。

### (1) 国が示す基本的な考え方

#### ① 第3段階の細分化

保険料負担段階第3段階の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超えている者等とされている。

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、市町村民税世帯非課税であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の者について、保険者の判断で新たな段階を設けることを可能とする。

#### ② 特例第4段階の継続

第4期の保険料負担段階については、保険料負担段階第4段階の者のうち、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減することができることとしている。

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期においても引き続き、当該保険料負担段階を設定することを可能とする。

#### ③ 多段階設定

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと(多段階設定)を可能としているところである。第5期においても、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、地域の実情に応じて、保険料負担段階第5段階以上の多段階設定の実施をお願いする。

### (2) 本市の基本的な考え方

#### ① 特例第3段階の新設

国が示す基本的な考え方に基づき、現行の第3段階のうち、公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が120万円以下の者を対象にした特例第3段階を新設する。基準額(第4段階)に対する料率は、第2段階の0.6から第3段階の0.75の範囲で設定する。

#### ② 特例第4段階の継続

国が示す基本的な考え方に基づき、第4期に設定した特例第4段階(料率0.9)を第5期においても継続する。

### ③ 第10段階の新設

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、市民税課税で合計所得金額が600万円以上の者を対象とした第10段階を新設する。基準額に対する料率は、第9段階の料率である2.0以上で設定する。

### ④ 福岡県財政安定化基金の活用

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、第5期保険料の上昇を抑制するため、平成24年度に限り福岡県が設置している福岡県財政安定化基金を取り崩し、その3分の1に相当する額を市町村に交付することとなった。今後、福岡県が決定する財政安定化基金交付金を第5期保険料の上昇の抑制に充当する。

### ⑤ 介護給付準備基金の活用

国の基本的な考え方として、第4期までの介護保険料の剰余（介護給付準備基金に積立）は、第5期計画に歳入として繰り入れ、第5期介護保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方であるとされている。また、各保険者においては、最低限必要と認める額を除き、介護給付準備基金の積極的な取崩しを検討いただきたいとされている。以上のことから、本市が設置している介護給付準備基金を取崩し、第5期介護保険料の上昇の抑制に充当する。

## (3) 第1号保険料基準額（月額）の算定

### 【算定方法】

$$\frac{\begin{array}{l} 3年間の保険給付費 \\ 及び地域支援事業費 \end{array} \times \text{第1号被保険者負担割合 (21\%)}}{\begin{array}{l} 3年間の第1号被保険者数 \\ \div \text{収納率} \end{array}} \div 12 \text{ヶ月} \\ = \underline{\underline{\text{約 5,400} \sim \text{約 5,500 円 (基準額)}}} (\ast)$$

※ 12月末から1月始めにかけて国から示される介護報酬の改定や新設する段階の料率設定、財政安定化基金交付金の決定、介護給付準備基金の残高とその取崩しにより基準額が変わることがあります。

(4) 第5期介護保険料の設定イメージ

◆第4期(平成21～23年度)の保険料段階

負担割合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 基準額	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
	0.5	0.6	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0
	世帯全員が 市民税非課税		本人が 市民税非課税		市民税課税の人					
	生活保護受 給者等	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金 額147万円 未満	合計所得金 額147万円 以上200万 円未満	合計所得金 額200万円 以上300万 円未満	合計所得金 額300万円 以上400万 円未満	合計所得金額 400万円以上
第4期保険 料(月額)	2,230	2,670	3,340	4,010	4,450	5,120	5,570	6,680	7,790	8,900

◆第5期(平成24～26年度)の保険料段階(案)

負担割合	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 基準額	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
	世帯全員が 市民税非課税		本人が 市民税非課税		市民税課税の人							
	生活保護受 給者等	年金収入等 80万円以下	年金収入 等120万円 以下	年金収入 等120万円 超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金 額147万円 未満	合計所得金 額147万円 以上190万 円未満	合計所得金 額190万円 以上300万 円未満	合計所得金 額300万円 以上400万 円未満	合計所得金 額400万円 以上600万 円未満	合計所得金 額600万円 以上
人数	1.2万人	5.9万人	2.0万人	2.0万人	3.6万人	2.4万人	3.7万人	1.8万人	2.1万人	0.4万人	0.3万人	0.3万人
※人数は、平成24～26年度における所得段階人数(平均)												
	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
第5期保険 料(月額)	約2,700	約3,240	約3,780	約4,050	約4,860	約5,400	約6,210	約6,750	約8,100	約9,450	約10,800	約11,340
	～ 約2,750	～ 約3,300	～ 約3,850	～ 約4,125	～ 約4,950	～ 約5,500	～ 約6,325	～ 約6,875	～ 約8,250	～ 約9,625	～ 約11,000	～ 約11,550
第4期との 差額	約470	約570	約440	約710	約850	約950	約1,090	約1,180	約1,420	約1,660	約1,900	約2,440
	～ 約520	～ 約630	～ 約510	～ 約785	～ 約940	～ 約1,050	～ 約1,205	～ 約1,305	～ 約1,570	～ 約1,835	～ 約2,100	～ 約3,475
第4期から の上昇率	1.21	1.21	1.13	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.27
	～ 1.23	～ 1.24	～ 1.15	～ 1.24	～ 1.23	～ 1.24	～ 1.24	～ 1.23	～ 1.24	～ 1.24	～ 1.24	～ 1.30

### 3 介護保険料軽減制度について

#### 【軽減対象】

所得段階が第2段階、第3段階（世帯全員が市民税非課税）の人で、次のすべての項目に該当する人

#### 収入

- 年間の収入が次の表以下であること。  
家賃を負担していれば、負担分を加算する。（限度額あり）

世帯人数	家賃負担なし	家賃負担あり
一人世帯	960,000円	1,338,000円
二人世帯	1,440,000円	1,930,800円
三人世帯以上	以下、世帯員が一人増えるごとに48万円を加算。	

※ 家賃加算の限度額（月額）

一人世帯	31,500円
二人～六人世帯	40,900円
七人以上の世帯	49,100円

#### 資産

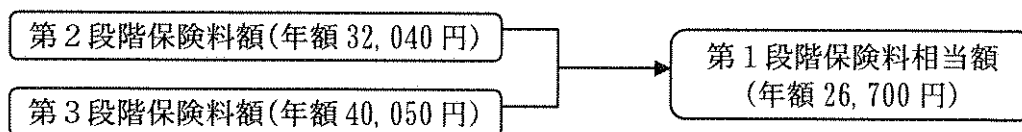
- 世帯員全員が土地及び家屋を所有していないこと。  
（ただし、居住するための土地及び家屋でそれぞれの固定資産税評価額の合計額が2,400万円未満であるものは所有を認める。）
- 世帯全員が持つ現金及び預貯金の合計額が、200万円以下であること。

#### 扶養

- 他の世帯に属する者から扶養されていないこと。

#### 【軽減金額】

第2段階の保険料額、第3段階の保険料額を第1段階保険料相当額まで軽減する。



#### 【実績】

平成22年度実績 1,351件 軽減金額 10,086千円

#### 【前回の見直し】

平成21年度から高齢者の生活実態等を勘案し、資産要件を緩和した。

平成20年度まで	平成21年度から
世帯全員の預貯金等が、 収入基準額の2分の1以下であること。 ※一人世帯で家賃なしの場合 48万円	世帯全員の預貯金等が、 200万円以下であること。 ※家賃負担の有無に関係なし

※200万円の考え方は、日常生活費の12ヶ月分に、不測の事態に備え12ヶ月分を加えた、約2年間分の収入にあたる経費としたもの。



## 4 介護保険の利用料の負担軽減について

### 1 高額介護サービス費（所得に応じた利用者負担の上限額の設定）

低所得者に対しては、高額介護サービス費の支給対象となる利用者負担の上限（月額）が低く設定され、サービス利用にあたっての自己負担が軽減される。

対象者	利用者負担上限額
◎生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者等	15,000円
◎市民税世帯非課税で年金収入等80万円以下の人	15,000円
◎市民税世帯非課税で上記以外の人	24,600円
◎上記以外の人	37,200円

※世帯で複数のサービス利用者がある場合は、上限額の適用が異なる。

※福祉用具購入費・住宅改修費は対象外。※上限額を超えた金額を一時的に立て替える貸付制度もある。

### 2 高額医療合算介護サービス費

低所得者に対しては、高額医療介護合算サービス費の支給対象となる利用者負担の上限（年額）が低く設定され、サービス利用にあたっての自己負担が軽減される。

所得区分（※）	後期高齢者医療 +介護保険	被用者保険又は 国保+介護保険 (70歳以上)	被用者保険又は 国保+介護保険 (70歳未満)
現役並み所得者（上位所得者）	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者（世帯全員 が市民税非課税）	II	31万円	34万円
	I	19万円	

※所得区分は、加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用する。

### 3 施設等の居住費（滞在費）・食費の負担軽減

市民税世帯非課税で介護保険施設・ショートステイを利用している人の居住費（滞在費）・食費は、下記の額に軽減される。

利用者 負担段階	対象者	負担限度額（1ヶ月あたり）	
		居住費（滞在費）	食費
第1段階	◎生活保護受給者等、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者等	0円 ～約25,000円	約10,000円
第2段階	◎市民税世帯非課税で年金収入等80万円以下の人	約10,000円 ～約25,000円	約12,000円
第3段階	◎市民税世帯非課税で上記以外の人	約10,000円 ～約50,000円	約20,000円

※負担限度額は、居室の種類によって異なる。

### 4 市民税課税層の食費、居住費の特例減額措置

高齢夫婦世帯などで、一方が施設の個室に入った場合に、在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となる場合は居住費・食費を軽減する。

### 5 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市民税世帯非課税の人のうち、生計が困難で一定の要件に該当する人に対して、社会福祉法人が提供する介護保険サービスの利用者負担を軽減する。

対象者	利用者負担軽減割合
◎老齢福祉年金受給者で一定の要件を満たす人	50%
◎収入が年150万円以下の人などで一定の要件を満たす人	25%

### 6 このほかの利用料等の負担を軽減する制度

災害や主たる生計維持者の死亡や失業など特別な理由で利用料等の支払が困難な場合、負担を軽減する制度がある。

また、決められた利用料や保険料を支払うと、生活保護を受けなければ生活が困難になる場合、より低い利用料等を適用することで負担を軽減する制度がある。